

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

ソフトバンク株式会社

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

総 務 大 臣 殿

2025年6月30日提出

会社名 ソフトバンク株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一 ㊞

本店の所在の場所 東京都港区海岸一丁目7番1号

電話番号 (03) 6889-2000

連絡者 財務経理本部 本部長 小野口 亘

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所在地 東京都港区海岸一丁目7番1号

名称 本社

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的としています。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しています。

- ・電気通信事業法
（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「第二種接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

（1） 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令 26 号）に定める基準に従って、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしています。（以下「財務会計」という。）

第二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものです。

（2） その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

4 接続会計財務諸表の構成

接続会計財務諸表については、第二種接続会計規則第 4 条及び第 5 条に基づき作成しています。

- （1） 貸借対照表
- （2） 損益計算書
- （3） 個別注記表
- （4） 役務別固定資産帰属明細表及びその注記
- （5） 移動電気通信役務収支表及びその注記

5 計算結果証明報告の紹介

第二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が第二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しています。

6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次のとおり会計監査人からの監査報告書を受領しています。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 39 期事業年度の計算書類として、第二種指定電気通信設備接続会計規則に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しています。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 24 日

ソフトバンク株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚	智
--------------------	-------	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下平	貴史
--------------------	-------	----	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤	さおり
--------------------	-------	----	-----

監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号）（以下「第二種接続会計規則」という。）第 11 条の規定に基づき、ソフトバンク株式会社の第 39 期事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表及びそれらの注記（以下併せて「役務別固定資産帰属明細表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の役務別固定資産帰属明細表等が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則及び同規則第 9 条の規定によりソフトバンク株式会社が総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「役務別固定資産帰属明細表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－役務別固定資産帰属明細表等の作成の基礎

注記に記載されているとおり、役務別固定資産帰属明細表等は、ソフトバンク株式会社が第二種接続会計規則第 9 条の規定により総務大臣に提出するため、第二種接続会計規則及び同規則第 9 条の規定によりソフトバンク株式会社が総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

ソフトバンク株式会社は、上記の役務別固定資産帰属明細表等のほかに、2025 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2025 年 5 月 13 日に会社法の規定に基づく監査報告書を、2025 年 6 月 24 日に金融商品取引法の規定に基づく監査報告書を発行している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、接続会計報告書に含まれる情報のうち、役務別固定資産帰属明細表等及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の役務別固定資産帰属明細表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

役務別固定資産帰属明細表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と役務別固定資産帰属明細表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

役務別固定資産帰属明細表等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定によりソフトバンク株式会社が総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して役務別固定資産帰属明細表等を作成することにある。また、役務別固定資産帰属明細表等の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない役務別固定資産帰属明細表等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

役務別固定資産帰属明細表等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき役務別固定資産帰属明細表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

役務別固定資産帰属明細表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、役務別固定資産帰属明細表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から役務別固定資産帰属明細表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、役務別固定資産帰属明細表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 役務別固定資産帰属明細表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として役務別固定資産帰属明細表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において役務別固定資産帰属明細表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する役務別固定資産帰属明細表等の注記事項が適切でない場合は、役務別固定資産帰属明細表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 役務別固定資産帰属明細表等の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則及び同規則第9条の規定によりソフトバンク株式会社が総務大臣に提出する基準及び手順に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

第三部 接続会計財務諸表

1 貸借対照表

(2025 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
I 固定資産			I 固定負債		
A 電気通信事業固定資産			1 社債		876,000
(1) 有形固定資産			2 長期借入金		962,409
1 機械設備	2,666,292		3 関係会社長期借入金		30,000
減価償却累計額	1,923,789	742,503	4 リース債務		412,749
2 空中線設備	737,691		5 退職給付引当金		6,793
減価償却累計額	431,400	306,291	6 契約損失引当金		51,308
3 端末設備	302,214		7 資産除去債務		45,677
減価償却累計額	190,099	112,115	8 長期未払金		62,702
4 市内線路設備	29,941		9 契約負債		61,065
減価償却累計額	15,197	14,744	10 その他の固定負債		2,131
5 市外線路設備	89,931		固定負債合計		2,510,834
減価償却累計額	81,758	8,173			
6 土木設備	97,332		II 流動負債		
減価償却累計額	89,878	7,454	1 1年以内に期限到来の固定負債		310,986
7 海底線設備	25,477		2 買掛金		136,213
減価償却累計額	17,006	8,471	3 短期借入金		83,946
8 建物	218,399		4 リース債務		237,222
減価償却累計額	124,768	93,631	5 未払金		626,649
9 構築物	41,684		6 未払費用		21,536
減価償却累計額	30,812	10,872	7 未払法人税等		50,454
10 機械及び装置	2,118		8 契約負債		76,174
減価償却累計額	1,037	1,081	9 預り金		174,520
11 車両	3,524		10 前受収益		920
減価償却累計額	3,186	338	11 賞与引当金		35,700
12 工具、器具及び備品	188,678		12 契約損失引当金		35,477
減価償却累計額	102,561	86,117	13 資産除去債務		11,265
13 土地		44,137	14 その他の流動負債		57,655
14 建設仮勘定		224,238	流動負債合計		1,858,717
有形固定資産合計		1,660,165	負債合計		4,369,551
(2) 無形固定資産					
1 海底線使用权		1,645			
2 施設利用権		26			
3 ソフトウェア		441,594			
4 特許権		9			
5 借地権		67			
6 周波数関連費用		127,945			
7 商標権		105,001			
8 建設仮勘定		120,562			
9 その他の無形固定資産		31,728			
無形固定資産合計		828,577			
電気通信事業固定資産合計		2,488,742			

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
B 投資その他の資産			(純 資 産 の 部)		
1 投資有価証券		38,243	I 株主資本		
2 関係会社株式		1,234,785	1 資本金		228,162
3 その他の関係会社投資		35,486	2 資本剰余金		
4 出資金		1	(a) 資本準備金	95,224	
5 役員及び従業員に対する 長期貸付金		21,461	(b) その他資本剰余金	213,507	
6 関係会社長期貸付金		7,333	資本剰余金合計		308,731
7 長期前払費用		82,355	3 利益剰余金		
8 繰延税金資産		114,073	(a) その他利益剰余金		
9 その他の投資及びその他の資産		45,600	繰越利益剰余金	747,187	
貸倒引当金		△24,890	利益剰余金合計		747,187
投資その他の資産合計		1,554,447	4 自己株式		△29,221
固定資産合計		4,043,189	株主資本合計		1,254,860
II 流動資産			II 評価・換算差額等		
1 現金及び預金		250,800	1 その他有価証券評価差額金	5,829	
2 受取手形		177	2 繰延ヘッジ損益	5,696	
3 売掛金		938,953	評価・換算差額等合計		11,525
4 契約資産		15,203	III 新株予約権		8,203
5 未収入金		110,089			
6 リース投資資産		17,547			
7 商品		81,868			
8 貯蔵品		12,309			
9 前渡金		10,573			
10 前払費用		74,975			
11 短期貸付金		45,198			
12 預け金		46,600			
13 その他の流動資産		35,574			
貸倒引当金		△38,916			
流動資産合計		1,600,950	純資産合計		1,274,588
資産合計		5,644,139	負債・純資産		5,644,139

2 損 益 計 算 書

〔 2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2, 448, 186
(2) 営業費用		
1 営業費	745, 410	
2 施設保全費	379, 905	
3 管理費	80, 514	
4 試験研究費	19, 444	
5 減価償却費	421, 707	
6 固定資産除却費	29, 606	
7 通信設備使用料	387, 161	
8 租税公課	37, 361	2, 101, 108
電気通信事業営業利益		347, 078
II 附帯事業営業損益		
(1) 営業収益		1, 058, 543
(2) 営業費用		919, 701
附帯事業営業利益		138, 842
営業利益		485, 920
III 営業外収益		
1 受取配当金	91, 094	
2 雑収入	23, 379	114, 473
IV 営業外費用		
1 支払利息	30, 235	
2 債権売却損	33, 509	
3 雑支出	26, 346	90, 090
經常利益		510, 303
V 特別利益		
1 関係会社株式売却益	5, 574	5, 574
VI 特別損失		
1 関係会社株式評価損	18, 774	18, 774
税引前当期純利益		497, 103
法人税、住民税及び事業税	100, 468	
法人税等調整額	△21, 645	78, 823
当期純利益		418, 280

3 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式・・・移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっています。

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっています。

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を含む）

定額法により償却しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を含む）

定額法により償却しています。

(3) 長期前払費用

均等償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、貸倒実績率によるほか、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

なお、退職一時金制度の支給対象期間は2007年3月31日までとなっています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生した年度において全額費用処理しています。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度末に負担すべき金額を計上しています。

(4) 契約損失引当金

顧客との契約の履行に伴い発生する将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

4. 収益および費用の計上基準

(1) 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

① コンシューマ事業

コンシューマ事業における収益は、主に個人顧客向けのモバイルサービスおよび携帯端末の販売、ブロードバンドサービス収入からなります。

a. モバイルサービスおよび携帯端末の販売

当社は契約者に対し音声通信、データ通信および関連するオプションサービスからなるモバイルサービスを提供するとともに、顧客に対し携帯端末の販売を行っています。

モバイルサービスにおける収益は、主に月額基本使用料および通信料収入(以下「モバイルサービス収入」)と手数料収入により構成されます。また、携帯端末の販売における収益(以下「携帯端末売上」)は、契約者および代理店に対する携帯端末の売上およびアクセサリ類の売上から構成されます。

上記取引の商流としては、当社が代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じて契約者と通信契約の締結を行うもの(以下「間接販売」)と、当社が契約者に対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの(以下「直接販売」)からなります。

モバイルサービスにおいては、契約者との契約条件に基づいて、契約の当事者が現在の強制可能な権利および義務を有している期間を契約期間としています。また、契約者に契約を更新するオプションを付与しており、かつ、当該オプションが契約者へ「重要な権利」を提供すると判断した場合には、当該オプションを別個の履行義務として識別しています。なお、当社は、履行義務として識別したオプションの独立販売価格を見積ることの実務的代替として、提供すると予想される通信サービスおよびそれに対応する予想対価を参照して、取引価格を当該オプションに関連する通信サービスに配分しています。

モバイルサービス料は、契約者へ月次で請求され、概ね一か月以内に支払期限が到来します。間接販売の携帯端末代金は、代理店への販売時に代理店へ請求され、その後、概ね一か月以内に支払期限が到来します。また、直接販売の携帯端末代金は、販売時に全額支払う一括払いと、割賦払い期間にわたって月次で請求され、概ね一か月以内に支払期限が到来する割賦払いがあります。当社では、定量的および定性的な分析の結果、これらの取引価格には、支払時期による重大な金融要素は含まれていないと判断しており、当該金融要素について調整していません。なお、当社では、収益を認識した時点と支払いまでの期間が一年以内の場合に重大な金融要素の調整を行わない実務上の便法を使用しています。

当社では、モバイルサービスおよび携帯端末の販売において、契約開始後の一定期間については返品および返金の義務を負っています。返品および返金の義務は、過去の実績に基づいて、商品およびサービスの種類ごとに金額を見積り、取引価格から控除しています。

当社では、携帯端末に関してオプションの追加保証サービスを提供しており、これらのサービスが提供されている契約においては、これらを別個の履行義務とし、契約者にサービスを提供した時点で収益として認識しています。

i. 間接販売

携帯端末売上は、代理店が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる代理店への引き渡し時点で収益として認識しています。間接販売に関わる代理店は契約履行に対する主たる責任を有しており、在庫リスクを負担し、独立して独自の価格設定を行うことができます。した

がって、当社は代理店が間接販売に対して本人として行動しているものと判断しています。

モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。また、通信料金からの割引については、毎月のモバイルサービス収入から控除しています。なお、代理店に対して支払われる手数料のうち、携帯端末の販売に関する手数料は収益から控除しています。

ii. 直接販売

直接販売の場合、携帯端末売上、モバイルサービス収入および手数料収入は一体の取引であると考えられるため、取引価格の合計額を携帯端末およびモバイルサービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末売上およびモバイルサービス収入に配分します。なお、モバイルサービス収入に関する通信料金の割引は、取引価格の合計額から控除しています。また、上記の価格配分の結果、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも大きい場合には、差額を契約資産として認識し、モバイルサービスの提供により請求権が確定した時点で営業債権へと振り替えています。また、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも小さい場合には、差額を契約負債として認識し、モバイルサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

携帯端末売上およびモバイルサービス収入の独立販売価格は、契約開始時において携帯端末およびモバイルサービスを独立して顧客に販売する場合に観察可能な価格を利用しています。

携帯端末売上に配分された金額は、契約者が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点で収益として認識しています。モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入に配分された金額は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。

b. ブロードバンドサービス

ブロードバンドサービスにおける収益は、主にインターネット接続に関する月額基本使用料および通信料収入(以下「ブロードバンドサービス収入」と手数料収入により構成されます。

ブロードバンドサービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。契約事務手数料収入は受領時に契約負債として認識し、ブロードバンドサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

② エンタープライズ事業

エンタープライズ事業における収益は、主に法人顧客向けのモバイルサービス、携帯端末レンタルサービス、固定通信サービスおよびソリューション等の収入からなります。

a. モバイルサービスおよび携帯端末レンタルサービス

モバイルサービスからの収益は、主にモバイルサービス収入と手数料収入により構成されます。携帯端末レンタルサービスは、当社のモバイルサービスを受けることを条件に提供されるものであり、これらの取引から発生する対価を、携帯端末リースと通信サービスの公正価値を基に、リースとそれ以外に配分しています。公正価値は、端末を個別に販売した場合の価格および通信サービスを個別に提供した場合の価格としています。リース以外に配分された対価は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

b. 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービスおよびデータ伝送サービスからなります。固定通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

c. ソリューション等

ソリューション等における収益は、主にデータセンター、クラウド、セキュリティ、グローバ

ル、AI、IoT、デジタルマーケティング、機器販売等のサービスからなります。

ソリューション等は、契約者が支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点もしくはサービスを提供した時点で、契約者から受け取る対価に基づき収益を認識しています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース契約開始時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

金利スワップ

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

(3) ヘッジ方針

社内規程に基づき、変動金利契約の借入金について、将来の借入金利息の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の金利変動によるキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としています。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において、「その他の固定負債」に含めていた「長期未払金」（前事業年度1,275百万円）は、金額的重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しています。

(会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の計算書類に会計上の見積りにより計上した資産および負債のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、以下の通りです。

関係会社株式の減損に係る見積り

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表に計上しています。ただし、関係会社株式の時価が著しく下落したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。また時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。

関係会社株式の減損の見積りに用いる実質価額は、発行会社の直近の財務諸表を基礎に、資産等の時価評価差額や発行会社の超過収益力等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。実質価額の測定に際しては、経営者の判断および見積りが、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。資産等の時価ならびに発行会社の超過収益力は、発行会社が生み出す見積将来キャッシュ・フローや成長率および割引率等の仮定に基づいて測定しています。

上記の仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

関係会社株式の減損に係る見積りに関連する金額については、「（金融商品に関する注記）2. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 偶発事象

(1) 貸出コミットメント

当社は、子会社等の間に貸出コミットメント契約を締結しています。

当契約に係る貸出未実行残高は次の通りです。

貸出コミットメントの総額	163,305百万円
貸出実行残高	51,303
未実行残高	112,002

(2) 訴訟

当社は、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について以下の訴訟を除き合理的に見積もることが困難な訴訟等については、引当金を計上していません。当社は、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社の財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすものであるとは想定していません。

- a. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線(5次PNET)へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

- b. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを原告、当社およびNRIを共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、当社およびNRIに対し、上記a.に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

なお、当該訴訟は、2015年7月29日付で、上記b.の訴訟を上記a.の訴訟に併合する決定がありました。

その後、2022年9月9日に東京地方裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等1,921百万円および遅延損害金の支払い、ならびに当社からJPiTへ損害金10,854百万円および遅延損害金の支払いを命じる判決がありました。当社およびJPiTは当該判決を不服として東京高等裁判所へ控訴し、2024年3月21日に同裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等65百万円および遅延損害金の支払いを命じるとともに、JPiTの請求をすべて棄却する判決がありました。

当社およびJPiTは、当該判決について最高裁判所へ上告および上告受理申立てを行っています。

2. 国庫補助金等の受入による有形固定資産の圧縮記帳累計額

3,364百万円

3. 附帯事業固定資産

附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。

なお、当事業年度末日現在の附帯事業固定資産の金額は268百万円です。

4. 財務制限条項

当社の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループの連結財政状態計算書における資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・事業年度末および第2四半期末において、当社の貸借対照表における純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。

- ・連結会計年度において、当社グループの連結損益計算書における営業損益または純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・事業年度において、当社の損益計算書における営業損益または当期純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループのネットレバレッジ・レシオ (a) が一定の数値を上回らないこと。
 - (a) ネットレバレッジ・レシオ＝ネットデット (b) ÷ 調整後EBITDA (c)
 - (b) 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物に一定の調整を加えたものを控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めないなど一定の調整あり。
 - (c) EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

5. 関係会社金銭債権債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権債務は次の通りです。

長期金銭債権	1,064百万円
長期金銭債務	30,183
短期金銭債権	84,038
短期金銭債務	242,736

6. 取締役に対する金銭債権債務

取締役に対する金銭債権債務は次の通りです。

金銭債権	20,680百万円
------	-----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	76,701百万円
営業費用	407,242
営業取引以外の取引	94,823

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	184,234千株
------	-----------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

非適格現物出資	88,123百万円
投資有価証券評価損	37,764
未払金および未払費用	31,009
減価償却資産	19,761
資産除去債務	17,847
貸倒引当金	14,376
賞与引当金	13,452
契約負債およびその他流動負債	11,334
棚卸資産等	6,477
未払事業税	3,681
その他	20,054
繰延税金資産小計	263,878
評価性引当額	△121,251
繰延税金資産合計	142,627
繰延税金負債との相殺	△28,554

繰延税金資産の純額	114,073
-----------	---------

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△7,959百万円
リース投資資産	△5,373
返品資産	△4,714
その他有価証券評価差額	△3,647
その他	△6,861
繰延税金負債合計	△28,554
繰延税金資産との相殺	28,554
繰延税金負債の純額	—

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に公布されたことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しています。

なお、この税率の変更による影響は軽微です。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引により使用するリース資産

電気通信事業固定資産

機械設備	446,374百万円
空中線設備	172,728
端末設備	81
市内線路設備	477
市外線路設備	2,277
土木設備	4,717
建物	26,064
構築物	2,642
機械及び装置	21
車両	44
工具、器具及び備品	3,032
ソフトウェア	178,657
合計	837,114

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーや社債の発行、債権流動化およびセール・アンド・リースバック取引による資金調達を行っています。これらの資金調達は、主に設備投資を目的としています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

投資有価証券は主に事業展開または業務運営における優位性の確保やシナジー効果の創出を目的とする企業の株式であり、発行体の信用リスクおよび市場の価格変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、市場価格の変動を勘案して、発行体の財務状況等を継続的にモニタリングしています。

営業債権である売掛金は販売代理店向け債権のほか、顧客向けの通信料債権、携帯電話端末の割賦債権があり、それぞれ販売代理店および顧客の信用リスクに晒されています。販売代理店向け債権に対する信用リスクに関しては社内の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。顧客の信用リス

クに関しては、顧客との契約時において社内基準に従った審査を行うとともに、随時、顧客ごとの利用状況や回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しています。割賦債権については外部機関に信用の照会を行っています。

短期貸付金は、主に当社の子会社であるSB C&S(株)、(株)IDCフロンティアへの貸付金です。

リース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。営業債務である買掛金や未払金は、概ね1年以内の支払期日です。

短期借入金は、主に当社の子会社である(株)IDCフロンティアからの借入および、自己信託を活用した債権流動化や合同運用指定金銭信託による資金調達です。また、1年以内に期限到来の固定負債および長期借入金は、主に当社の子会社であるSBペイメントサービス(株)からの借入および金融機関からの借入金であり、社債およびコマーシャル・ペーパーは資本市場からの資金調達です。

デリバティブ取引は、変動金利の長期借入金に係る金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るための金利スワップ取引です。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に基づき運用されており、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、信用格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません。（（注3）をご参照ください。）

また、現金は注記を省略しており、短期間で決済されるものについては時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	17,155	17,155	-
(2) 関係会社株式 子会社株式	2,021	1,480	△541
(3) 売掛金 貸倒引当金（流動資産）（*1）	938,953 △38,754		
	900,199	900,199	-
(4) 預け金	46,600	46,600	
資産計	965,975	965,434	△541
(5) 社債	876,000	846,954	△29,046
(6) 長期借入金	962,409	962,115	△294
(7) リース債務（固定負債）	412,749	407,525	△5,224
(8) 1年以内に期限到来の固定負債	310,986	310,986	-
(9) リース債務（流動負債）	237,222	237,222	-
(10) 預り金	174,520	174,520	-
負債計	2,973,886	2,939,322	△34,564
(11) デリバティブ取引（*2）	9,767	9,767	-

（*1）売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しています。

（注1）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した時価

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した時価

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 投資有価証券、(2) 関係会社株式

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の時価は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。

(3) 売掛金

割賦債権は、満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引計算を行っており、レベル2の時価に分類しています。割賦債権の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。割賦債権を除く売掛金は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、

レベル2の時価に分類しています。割賦債権を除く売掛金の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 預け金

預け金は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。満期のない預け金の時価は、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 社債

社債の時価については、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、変動金利付の長期借入金はレベル2の時価、固定金利付の長期借入金はレベル3の時価に分類しています。

(7) リース債務（固定負債）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もっており、レベル2の時価に分類しています。

(8) 1年以内に期限到来の固定負債

1年以内に期限到来の固定負債の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、変動金利付の固定負債はレベル2の時価、固定金利付の固定負債はレベル3の時価に分類しています。1年以内に期限到来の固定負債の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(9) リース債務（流動負債）

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もっており、レベル2の時価に分類しています。リース債務（流動負債）の時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(10) 預り金

預り金の時価は、一定期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。要求払いの預り金の時価は、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

(注2) デリバティブ取引に関する事項

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次の通りです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価（＊1）
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	570,000	485,000	9,767

(＊1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(注3) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	10,575
関係会社株式 子会社株式 非上場株式 関連会社株式 非上場株式	1,214,091
	18,673
その他	46,000

これらについては、「(1) 投資有価証券」、「(2) 関係会社株式」には含めていません。

また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、その他に含めており、当該出資の貸借対照表計上額は41,820百万円です。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	275,483百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	273,148
持分法を適用した場合の投資損失の金額	6,996

(注) 上記の金額は、いずれも当社の子会社が保有する関連会社に対する投資に係る金額を含めて表示しています。

関連会社に対する投資の金額は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき、国際会計基準に準拠した場合に持分法の適用対象となる投資の帳簿価額であり、持分法を適用した場合の投資の金額および持分法を適用した場合の投資損失の金額は、同基準に準拠したものです。

なお、持分法を適用した場合の投資損失の金額は、持分法による投資の減損損失の金額を含めて表示しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社名	事業の内容 または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	期末残高	
							科目	金額 (百万円)
子会社	Wireless City Planning (株)	電気通信 事業	(所有) 直接31.8	役員の兼任 資金の借入	配当金 の受取	18,990		—
子会社	Aホール ディング ス(株)	出資先企業 の事業活動 管理	(所有) 直接50.0	役員の兼任	配当金 の受取 (*1)	90,306		—
子会社	SB C&S(株)	流通事業	(所有) 直接100.0	役員の兼任 資金の貸付	配当金 の受取	15,150		—
					資金の 貸付 (*2)	79,800		—
					貸付金 の回収	89,000		—
					利息の 受取 (*2)	190	その他の流 動資産	66
子会社	SBペイメン トサービス (株)	決済代行事 業	(所有) 直接100.0	役員の兼任 資金の借入	資金の 預り (*3)	△2,434		
					利息の 支払 (*3)	158	預り金	108,010

取引条件および取引条件の決定方針等

- (※1) 取引金額の内訳は、損益計上額32,687百万円、投資勘定の減額57,619百万円です。
- (※2) 資金の貸付に関しては、市場金利および借入期間に類似する当社での実績借入利率を勘案して合理的に算定しています。
- (※3) 子会社からのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を決定しています。なお、預貸制度については資金移動を日次で行っているため、資金の預りの取引金額は増減額の記載となっています。

役員及び個人主要株主等

種類	会社名	事業の内容 または職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	期末残高	
							科目	金額 (百万円)
役員及びその近親者	宮内 謙	親会社取締役	(被所有) 直接0.01	親会社取締役	ストックオプションの権利行使 (*1)	947		—
役員及びその近親者	今井 康之	当社取締役	(被所有) 直接0.05	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (*1)	249		—
					貸付金の回収 (*2)(*3) (*4)	430		
					貸付金利息 の受取	9	役員及び 従業員に 対する長期貸付金	430
役員及びその近親者	宮川 潤一	当社取締役	(被所有) 直接0.35	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (*1)	249		—
					資金の貸付 (*2)(*3) (*4)(*5)	—	役員及び 従業員に 対する長期貸付金	19,930
					貸付金利息 の受取	219		—
役員及びその近親者	榛葉 淳	当社取締役	(被所有) 直接0.05	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (*1)	689		—
役員及びその近親者	藤原 和彦	当社取締役	(被所有) 直接0.03	当社取締役	ストックオプションの権利行使 (*1)	187		—
					貸付金の回収 (*2)(*3) (*4)	320	役員及び 従業員に 対する長期貸付金	320
					貸付金利息 の受取	6		—
					預託金の返金	207		
					預託金の受取 (*2)	200		
					預託金の相殺 (*2)	200		
役員及びその近親者	孫 正義	当社取締役	(被所有) 直接0.08	当社取締役	預託金利息 の支払	0		—
					ストックオプションの権利行使 (*1)	498		—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (※1) 会社法に基づき、2018年3月6日、2018年3月27日および2021年6月22日の取締役会において決議されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額はストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。
- (※2) 貸付利率は市場金利および借入期間に類似する当社での実績借入利率を勘案して合理的に算定した固定金利1.03%から1.10%、返済条件は貸付日の属する年度から5年後の年度末を弁済期日とする満期一括返済で、合意による5年間の期間延長および借入人の選択による期限前弁済が可能です。また、借入人は本貸付金残高を上限として資金を当社へ預託することが可能で、預託した場合の利率は貸付利率と同一です。預託金の残高の減少は貸付金との相殺によるものです。
- (※3) 本取引については、借入人の以下の資産が担保として設定されています。
・本貸付金により購入したソフトバンク(株)の株式
- (※4) 弁済期日前に担保の公正価値が貸付金残高の一定割合を下回った場合には、当社は借入人に対し追加担保資産の差し入れを要求することができます。
また、上記に該当する場合、当社は一定の範囲で借入人の将来の当社グループの報酬等の一部を留保し、貸付金の弁済に充てる権利(以下「追加的権利」)を有しています。

(※ 5) 弁済期限到来金額のうち担保実行および追加的権利を行使した後の不足額の全額について、取締役である孫正義による保証が付与されています。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主に基地局の一部、データセンター、ネットワークセンターおよび本社ビル等の事務所について、設備撤去または原状回復に係る費用等を合理的に見積り、資産除去債務を認識しています。

これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を見積り、割引率は利付国債平均利回りを使用しています。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	52,367百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,161
時の経過による調整額	122
資産除去債務の履行による減少額	△11,857
見積りの変更による増加額	15,149
期末残高	56,942

4. 当該資産除去債務の見積りの変更

通信設備の効率運用等の検討に伴い一部の通信設備の撤去の蓋然性が高まったこと、また、物価上昇などの環境変化に伴い一部の設備の原状回復に係る費用等を見積り変更を実施したことにより、資産除去債務を15,149百万円計上しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額(注1)	19円80銭
1株当たり当期純利益(注2)(注3)	8円71銭

(注1) 1株当たり純資産額は、「純資産」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

(注2) 1株あたり当期純利益は、「当期純利益」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

(注3) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しています。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益および費用の計上基準」に記載の通りです。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

4 役務別固定資産帰属明細表

事業者名 ソフトバンク株式会社

[2025 年 3 月 31 日現在]

(単位：百万円)

役務の種類		移動電気通信役務						移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
		音声伝送役務			データ伝送役務		小計		
		携帯電話	その他	小計	携帯電話 BWA	小計			
電気通信事業固定資産									
有形固定資産									
機械設備	取得価額	145,366	3,425	148,791	2,147,745	2,147,745	2,296,536	369,756	2,666,292
	減価償却累計額	118,701	3,412	122,113	1,571,816	1,571,816	1,693,929	229,860	1,923,789
	帳簿価額	26,665	13	26,678	575,929	575,929	602,607	139,896	742,503
空中線設備	取得価額	238,109	-	238,109	499,582	499,582	737,691	-	737,691
	減価償却累計額	114,960	-	114,960	316,440	316,440	431,400	-	431,400
	帳簿価額	123,149	-	123,149	183,142	183,142	306,291	-	306,291
端末設備	取得価額	32,781	1	32,782	220,024	220,024	252,806	49,408	302,214
	減価償却累計額	17,986	1	17,987	144,237	144,237	162,224	27,875	190,099
	帳簿価額	14,795	0	14,795	75,787	75,787	90,582	21,533	112,115
市内線路設備	取得価額	1,603	17	1,620	19,917	19,917	21,537	8,404	29,941
	減価償却累計額	1,025	17	1,042	10,550	10,550	11,592	3,605	15,197
	帳簿価額	578	0	578	9,367	9,367	9,945	4,799	14,744
市外線路設備	取得価額	1,071	57	1,128	60,483	60,483	61,611	28,320	89,931
	減価償却累計額	919	57	976	55,203	55,203	56,179	25,579	81,758
	帳簿価額	152	0	152	5,280	5,280	5,432	2,741	8,173
土木設備	取得価額	28,484	61	28,545	38,532	38,532	67,077	30,255	97,332
	減価償却累計額	26,391	61	26,452	35,700	35,700	62,152	27,726	89,878
	帳簿価額	2,093	0	2,093	2,832	2,832	4,925	2,529	7,454
海底線設備	取得価額	73	16	89	17,251	17,251	17,340	8,137	25,477
	減価償却累計額	50	16	66	11,821	11,821	11,887	5,119	17,006
	帳簿価額	23	0	23	5,430	5,430	5,453	3,018	8,471
建物	取得価額	19,505	137	19,642	130,920	130,920	150,562	67,837	218,399
	減価償却累計額	9,547	137	9,684	79,914	79,914	89,598	35,170	124,768
	帳簿価額	9,958	0	9,958	51,006	51,006	60,964	32,667	93,631

	構築物	取得価額	4,988	6	4,994	33,475	33,475	38,469	3,215	41,684
		減価償却累計額	3,533	6	3,539	26,023	26,023	29,562	1,250	30,812
		帳簿価額	1,455	0	1,455	7,452	7,452	8,907	1,965	10,872
	機械及び装置	取得価額	187	1	188	1,255	1,255	1,443	675	2,118
		減価償却累計額	73	1	74	673	673	747	290	1,037
		帳簿価額	114	0	114	582	582	696	385	1,081
	車両	取得価額	315	2	317	2,111	2,111	2,428	1,096	3,524
		減価償却累計額	279	2	281	1,929	1,929	2,210	976	3,186
		帳簿価額	36	0	36	182	182	218	120	338
	工具、器具 及び備品	取得価額	39,344	134	39,478	63,404	63,404	102,882	85,796	188,678
		減価償却累計額	26,299	134	26,433	43,976	43,976	70,409	32,152	102,561
		帳簿価額	13,045	0	13,045	19,428	19,428	32,473	53,644	86,117
	土地	取得価額	4,025	26	4,051	27,015	27,015	31,066	13,071	44,137
		帳簿価額	4,025	26	4,051	27,015	27,015	31,066	13,071	44,137
	建設仮勘定	取得価額	28,740	139	28,879	126,362	126,362	155,241	68,997	224,238
		帳簿価額	28,740	139	28,879	126,362	126,362	155,241	68,997	224,238
	有形固定資産合計	取得価額	544,591	4,022	548,613	3,388,076	3,388,076	3,936,689	734,967	4,671,656
		減価償却累計額	319,763	3,844	323,607	2,298,282	2,298,282	2,621,889	389,602	3,011,491
		帳簿価額	224,828	178	225,006	1,089,794	1,089,794	1,314,800	345,365	1,660,165
	無形固定資産合計	帳簿価額	169,844	79	169,923	493,767	493,767	663,690	164,887	828,577
	電気通信事業固定資産合計		394,672	257	394,929	1,583,561	1,583,561	1,978,490	510,252	2,488,742

注記 役務別固定資産帰属明細表の作成の基礎

1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準

本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年 総務省令第 24 号）第 9 条の規定により総務大臣に提出するために、第二種接続会計規則及び同規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成しています。

2. 電気通信役務に帰属する固定資産の配賦手順

- （１） 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・ＢＷＡ、移動電気通信役務以外の電気通信役務について、固定資産が帰属する役務が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- （２） 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・ＢＷＡ、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務で共有する資産については、配賦整理書「２ 固定資産の役務別配賦基準」及び「３ 固定資産の役務別配賦手順」によりそれぞれの種類の役務に配賦し整理しています。

固定資産の具体的な配賦基準及び配賦手順については、配賦整理書「２ 固定資産の役務別配賦基準」及び「３ 固定資産の役務別配賦手順」に記載しています。

5 移動電気通信役務収支表

事業者名 ソフトバンク株式会社

〔 2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで 〕

(単位：百万円)

役務の種類			営業収益 ※ 1	営業費用								営業利益	摘要	
				※ 2	営業費	施設保全 費	管理費	試験研究費	減価償却費	固定資産 除却費	通信設備 使用料			租税公課
移動電 気通 信	音声伝送 役務	携 帯 電 話	516,627	495,546	277,732	38,521	19,685	2,456	69,045	3,832	77,583	6,692	21,081	
		そ の 他	-	6,402	-	6,397	-	2	3	0	-	0	-6,402	
		小 計	516,627	501,948	277,732	44,918	19,685	2,458	69,048	3,832	77,583	6,692	14,679	
信 役 務	データ伝送役務 携帯電話・BWA		1,287,829	995,407	367,997	169,365	28,522	10,429	267,115	15,974	114,719	21,286	292,422	
	小 計		1,804,456	1,497,355	645,729	214,283	48,207	12,887	336,163	19,806	192,302	27,978	307,101	
移動電気通信役務以外の電気通信役務			643,730	603,753	99,681	165,622	32,307	6,557	85,544	9,800	194,859	9,383	39,977	
合 計			2,448,186	2,101,108	745,410	379,905	80,514	19,444	421,707	29,606	387,161	37,361	347,078	

注記 移動電気通信役務収支表の作成の基礎

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年 総務省令第 24 号）第 9 条の規定により総務大臣に提出するために、第二種接続会計規則及び同規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成しています。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準及び配賦手順

※1 営業収益

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務は、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 30 号）に基づき、移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する売上または売上値引については、各役務の営業費用額比を用いて、それぞれの役務に配賦しています。

※2 営業費用

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務および、電気通信以外の事業に関連する費用については、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 電気通信事業と電気通信事業以外とに関連する費用については、電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第一に掲げる基準を原則として、適切な配賦基準によりそれぞれの事業に配賦しています。
- (3) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する費用については、電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第二様式 16 に従い、それぞれの種類の役務に配賦し整理しています。

営業費用の具体的な配賦基準及び配賦手順については、配賦整理書「6 営業費用の役務別配賦基準」及び「7 営業費用の役務別配賦手順」に記載しています。

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、役務別固定資産帰属明細及び移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した「配賦整理書」を作成しています。

(2) 入手方法

下記の公開ホームページより入手できます。

<https://www.softbank.jp/corp/aboutus/public/accounting/>

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第23条の9の2第4項）で規定し、告示（事業法第34条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件（平成14年2月7日総務省告示第72号））で指定された次の電気通信設備。

- 1 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号の交換設備（ルータにあたっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 2 事業法施行規則第23条の9の2第4項第1号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 事業法施行規則第23条の9の2第4項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

役務の種類

第二種接続会計規則別表第二 役務別固定資産帰属明細及び別表第三 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・音声伝送役務携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・音声伝送役務その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・データ伝送役務携帯電話・BWA（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・移動電気通信役務以外の電気通信役務

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、固定資産額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用、固定資産取得価格及び帳簿価額を帰属させること。

5 その他

当社は、第二種接続会計規則別表第二 役務別固定資産帰属明細及び別表第三 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しています。

- ・ 移動電気通信データ伝送役務その他